

税に関するお知らせ

所得税の確定申告は

所得税の確定申告は、毎年1月1日から1年間に発生したすべての所得の金額と所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

(日本国内に住所がある方または現在まで1年以上日本に住んでいる方は、そのすべての所得について所得税を納める義務があります)

平成22年分の所得税（住民税・個人事業税）の確定申告の受け付けは、**2月16日(水)から3月15日(火)**までです。（還付申告の受け付けは、平成23年1月4日(火)から始まります）

確定申告書には、それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類などがありますので、事前に確認し

「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に作成して、お早めに提出してください。

詳しくは、釧路税務署へ問い合わせください。

なお、平成22年分以降に使用する確定申告書から、提出用・控用の2枚1組となります。また、添付書類は、申告書の裏面に貼らず、添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出します。

なお、平成21年分の確定申告を自宅で国税庁のホームページ（www.ntt-agc.jp）「確定申告書等作成コーナー」を利用して提出された方または税務署などのパソコンを利用して提出された方は、税務署からの確定申告書などの送付はありませんので注意してください。

ただし、整理番号や予定納税額などをお知らせする必要がある方については、「お知らせはがき」が送付される予定となっていますので、そちらをご覧いただくとともに、税務署などに来場される場合は持参していただきますようお願いします。

車両を売買したり廃車にする場合や住所変更、申告事項に移動があつた場合は、必ず申告をお願いします。

軽自動車税は、普通乗用車などの自動車税とは異なり、月割りの制度はありませんので4月1日現在の所有者が4月2日以後に廃車の手続きをされてもその年度の税金を全額納めていただけます。

軽自動車税は、普通乗用車などの自動車税とは異なり、月割りの制度はありませんので4月1日現在の所有者が4月2日以後に廃車の手続きをされるとともに、車両を売買したり廃車にする場合や住所変更、申告事項に移動があつた場合は、必ず申告をお願いします。



あなたの大丈夫ですか？ 軽自動車

軽自動車の所有者（使用者）を変更する場合は、手続きが必要です。

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・125cc以下のバイク ・ミニカーなど	役場税務課税務係（1階⑧番窓口 ☎485-2111内線151）	・新所有者の認印 ・標識 (ナンバープレート) ・標識交付証明書
小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクターなど） ・その他特殊作業用（ホイルローダーなど）	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	
軽四輪自動車 ・660cc以下の軽四輪車	北海道運輸局釧路陸運支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2521)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
軽二輪車 ・125ccを超える250cc以下のバイク		
二輪の小型自動車 ・250ccを超えるバイク		

